

令和8年度広島県市町国民健康保険保健事業における持続可能な取組の在り方支援事業業務 委託仕様書

1 業務名

令和8年度広島県市町国民健康保険保健事業における持続可能な取組の在り方支援事業業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

本県市町国民健康保険（以下「市町国保」という。）の保健事業は、平成30年の県単位化以降、標準化を図りつつ、各市町の実情に応じた取組を推進してきた。

しかし、県単位化から7年が経過し、自治体の人材不足が深刻化している状況を踏まえ、国においては持続可能な自治体支援モデルの構築が検討されている。

このような背景を受け、本県においても、持続可能な市町国保保健事業の仕組を構築することを目的とし、本業務では、実態把握及び地域の実情に応じた持続可能な取組の在り方について助言等の支援を行う。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の履行場所

発注者の庁舎、県内市町国保各保険者の庁舎、受注者の事業所等

5 業務の内容

持続可能な保健事業の仕組の構築に向け、次の業務を実施する。

業務の実施に当たっては、保健事業アドバイザーとして、医師及び保健師の医療専門職を配置し、公衆衛生分野等の専門的な知見に基づいた助言及び提案を行うものとする。

(1) 市町国保保健事業の現状分析

23市町の保健事業の現状や課題を分析し、調査分析結果レポートを作成する。分析にあたり、発注者が所持する既存データ（※）では不足する内容については、23市町に対し、アンケート調査を実施する。調査票の作成は受注者が行い、発注者の合意をもって完成とする。

（※発注者が所持する既存データの例）

- ・特定健康診査・特定保健指導に関する実施状況調査
- ・持続可能な取組の在り方に関する検討事業開始に向けた調査

(2) ヒアリング

市町（対象：府中市、江田島市、世羅町、神石高原町）及び広島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等を対象に、保健事業の現状、持続可能な取組の在り方についての意見等をヒアリングし、より詳細な実態把握を行う。ヒアリング終了後は、個別のヒアリング記録を作成する。

なお、現地訪問に要する旅費については、委託料に含めるものとする。

ア 4市町ヒアリング

4市町を対象に、対面にてヒアリングを各1回実施する。

イ 国保連等ヒアリング

対面及びWEBにてヒアリングを計4回実施する。

(3) フィードバック会議の開催（WEB開催）

ヒアリングを実施した4市町を対象に、フィードバック会議を開催し、ヒアリング結果を還元すること。受注者は開催に係る一切の業務を行うこととする。

(4) 報告会の開催（WEB開催）

発注者及び23市町、国保連に対し、本業務の成果に係る報告会を開催すること。報告会の内容は、発注者と受注者が協議の上決定し、受注者は開催に係る一切の業務を行うこととする。

(5) 報告書の作成

(1)～(4)までの業務の内容をまとめた本業務の総括報告書を作成すること。

6 成果物等の納品（予定）

納品する成果物は、次に掲げるものを基準として、最終的な成果物については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

成果物		納品期限
5(1)	アンケート調査票	アンケート配布の10日前まで
5(1)	調査分析結果レポート	進捗状況により協議
5(2)	市町ヒアリング記録	フィードバック会議の1か月後
5(2)	国保連等ヒアリング記録	進捗状況により協議
5(3)、(4)	会議、報告会資料	開催日の10日前まで
5(5)	総括報告書	進捗状況により協議

なお、成果物は、納品後、発注者による改変が可能となるよう、電子ファイル（Microsoft社のWord、Excel、又はPowerPoint形式）により、電子メールで提出すること。

7 その他

業務委託契約約款、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に記載するほか、次の事項を遵守すること。

(1) 業務の体制

受注者は、本業務の実施に当たって業務を総括する責任者を1名配置するとともに、業務担当者を明確にし、それぞれの所属や氏名、従事する業務を明記した任意の書面を提出すること。

なお、書面は、業務委託契約約款第3条に基づく業務工程表と併せて発注者に提出すること。

(2) 専門性の担保

受注者は、本業務の分析及び助言・提案を担当する保健事業アドバイザーとして、医師及び保健師の医療専門職を配置すること。当該専門職は、次に掲げる要件を満たす者とし、併せて本業務に関連する経歴を提出すること。

ア 公衆衛生、健康政策に関する専門知識及び市町国保における保健事業に精通し、具体的な助言・提案を行うための豊富な知識・経験とノウハウを有していること。

イ 国民健康保険中央会及び国保連の組織的役割並びに機能について実践的な知識を有し、当該機関との協働経験を備えていること。

ウ 他都道府県で国保保健事業に関するコンサルティング事業を受託し、分析・提案実績を有していること。

(3) 本県との調整

本業務の円滑な実施に当たって、発注者と定期的に打ち合わせをし、本業務の進捗状況を適宜報告する等、連絡調整を図ること。

また、発注者との打ち合わせを行った場合は、議事録を作成し提出すること。

(4) 提供データに係る機密情報の取扱い

提供データの取り扱いに当たり、機密情報が含まれる場合は、次のとおり対応すること。

ア 提供データの入手

分析に活用する提供データは、受注者が、対象保険者と調整し、情報の機密性が確保される方法を手配し、入手すること。入手に係る経費については、委託料に含めるものとする。

また、入手に当たって受注者は、授受を証明する書面を作成し、対象保険者と授受証明を交わし、その写しを発注者に提出すること。

イ 提供データの返還等

入手した提供データは、本業務終了後直ちに、受注者が、対象保険者と調整し、情報の機密性が確保される方法を手配し、返還又は廃棄（以下「返還等」という。）すること。返還等に係る経費については、委託料に含めるものとする。

また、返還等に当たって受注者は、授受を証明する書面を作成し、対象保険者と授受証明を交わし、その写しを発注者に提出すること。

ウ 事故発生等における報告

本業務に関し機密情報の漏えい等その他の機密情報の安全の確保に係る事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、直ちに発注者へ報告すること。

エ 目的外利用・提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た機密情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。